

平成15年7月1日判決言渡 同日原本領収 裁判所書記官

平成15年(ワ)第75号 不当利得返還請求事件

(口頭弁論終結の日 平成15年6月5日)

判 決

原告 破産者 [REDACTED] 破産管財人
 弁護士 [REDACTED]
 東京都大田区 [REDACTED]
 被告 [REDACTED]
 主 文

- 1 被告は、原告に対し、108万5000円及びこれに対する平成14年7月20日から支払済みまで年5パーセントの割合による金員を支払え。
- 2 訴訟費用は、被告の負担とする。
- 3 この判決は、第1項に限り、仮に執行することができる。

事 実 及 び 理 由

第1 当事者の主張

1 請求

主文同旨

2 請求の原因

(1) 主位的請求原因

ア 被告は、[REDACTED] という屋号で違法な貸付け・取立てを無届けで業として行う犯罪集団（いわゆる「ヤミ金融」）の構成員であった者である（以下、[REDACTED] の構成員を「被告ら」という。）。

破産者 [REDACTED]（以下「破産者」という。）は、[REDACTED] 他のヤミ金融からの借入れが最終的な契機となって、平成14年10月30日午前10時50分、奈良地方裁判所葛城支部にて破産宣告を受け、原告が破産管財

人に選任された。

イ 被告らは、別紙一覧表のとおり、破産者に対し、合計11万円を貸し付け、破産者は、被告らに要求されるままに、合計108万5000円を被告の口座に振り込む方法によって支払った。

以上の貸付・支払状況から利率を逆算すると、利率は年利25.47パーセントを超える。

同利率は、利息制限法制限利率（年利20パーセント）の1.27倍を超え、出資の受入れ、預り金及び金利等の取締りに関する法律（以下「出資法」という。）制限利率（年利29.2パーセント）の0.87倍を超える信じがたい暴利である。

したがって、本件の利息の約定が無効であることはもとより、被告ら・破産者間の金銭消費貸借契約自体が、破産者の窮状ないし無思慮に付け入って暴利を貪ることを目的とするものであることが明らかであり、金銭消費貸借契約自体が公序良俗に反して無効である。

とすれば、被告は、法律上の原因なくして、破産者からの支払額を利得した。

ウ 被告らの破産者に対する貸付け自体が公序良俗に反し無効であるから、被告らの破産者に対する貸付額合計11万円は不法原因給付となり、被告らは破産者に対してその返還を求めることができず、その反射的效果として破産者は同金員に対する確定的権利を取得したものと認められる。

よって、破産者の被告に対する支払額108万5000円全額が不当利得額となる。

エ よって、破産者の財産の管理処分権を有す原告は、被告に対し、不当利得返還請求権に基づき、108万5000円及びこれに対する悪意の受益者である被告が同額を利得した後である平成14年7月20日から支払済みまで、民法所定の年5パーセントの割合による遅延損害金の支払いを

求める。

(2) 予備的請求原因

ア 上記(1)アと同じ

イ 被告らは、別紙一覧表のとおり、破産者に対し、合計11万円を貸し付け、破産者は、被告らに要求されるままに、合計108万5000円を被告の口座に振り込む方法によって支払った。

以上の貸付け、支払状況から利率を逆算すると、利率は年利2547パーセントを超える。

同利率は、利息制限法制限利率（年利20パーセント）の127倍を超え、出資の受入れ、預り金及び金利等の取締りに関する法律（以下「出資法」という。）制限利率（年利29.2パーセント）の87倍を超える信じがたい暴利である。

したがって、被告らの貸付け・取立て行為は、破産者の窮状ないし無思慮に付け入って暴利を貪ることを目的とするものであることが明らかであり、違法な権利侵害行為である。

被告は、① 本件口座が違法な貸付け・取立てに利用されることを認識しながら、その利用に任せて放置していたことが明らかであること、② 振込先として利用できる口座の存在が違法な貸付け・取立てをなすために不可欠の条件となることなどからすれば、被告が共同不法行為責任を負うことは明白である。

ウ 破産者は、以上の不法行為により、計108万5000円の振り込み及びこれに伴う1万1340円の振込手数料の支出を余儀なくされ、合計109万6340円の損害を被った。

エ よって、原告は、被告に対し、予備的に、不法行為による損害賠償請求権に基づき、損害金のうち108万5000円及びこれに対する最後の不法行為日以降の日である平成14年7月20日から支払済みまで、民法所

定の年5パーセントの割合による遅延損害金の支払いを求める。

3 請求の趣旨に対する答弁

- (1) 被告が、[REDACTED]という屋号で違法な貸付け・取立てを無届けで業として行う犯罪集団の構成員であったことは否認する。

その余は知らないし争う。

- (2) 被告は、平成13年3月ころ、知人の紹介で金融会社（当時の社名は[REDACTED]であり、後に[REDACTED]と改名されたようである。）に事務員として入社して、ダイレクトメール及びビラ配りの業務を実施してきた。その後、紹介者である知人との間で軋轢が発生したことから、平成13年5月上旬、[REDACTED]を退社した。

被告は、金融会社（[REDACTED]）の経営には一切関与していない。

破産者が[REDACTED]と取引を開始した平成14年3月の時点において、被告は、既に[REDACTED]を退社していたことから、破産者との面識は一切なく、[REDACTED]と破産者との間の金銭の貸借には全く関与していない。

被告は、上司から給料の入金等のために被告名義の銀行口座が必要となることを要請され、[REDACTED]に新規の口座を開設することを指示され、この上司の意向に添って平成13年4月19日付で開設しただけであり、他意は全くなかった。

被告は、平成13年5月の退職にあたり、上司に対して当該銀行の預金通帳及びカードの返還を求めたが、「特に君が使用しないのであれば自分達に保管させてほしい。絶対に悪用しないから。」と言われ、安易に納得して上記通帳とカードを放置したことが実情である。

第2 判断

- 1 証拠（甲1）及び弁論の全趣旨によれば、[REDACTED]が犯罪集団である点は別として、主位的請求原因アの事実は認められる。
- 2 主位的請求原因イの事実について

証拠（甲2，3。いずれも枝番を含む。）によれば，平成14年3月14日に「[REDACTED]」から破産者名義の口座に6万5000円の振り込みがあったこと，同年5月17日に「[REDACTED]」から破産者名義の口座に4万5000円の振り込みがあったこと，破産者は，その支払として，別紙一覧表記載の「年月日」欄の日に，「支払額」欄のとおり額を，[REDACTED]の被告名義の銀行口座に振り込む方法で支払ったことが認められるところ，このように被告は[REDACTED]に対する支払のための振込先口座の名義人としてこれを管理していたのであるから，被告が[REDACTED]における貸付けを他の従業員と共同して行っていたことが強く推認され，これを覆すに足る事情は認められない。

被告は，上記「請求の趣旨に対する答弁」記載のとおり，被告は本件取引時点では[REDACTED]を退社しており，被告名義の銀行口座は上司に預けたまま放置していたなどと主張するが，これを裏付ける証拠はない。

以上述べた点に弁論の全趣旨を総合すると，主位的請求原因イの事実が認められる。

- 3 上記2の認定によると，本件貸付けの金利は年利2547パーセントを超える高利であって，本件貸付けは公序良俗に違反する契約として無効であるというべきである。

そうすると，被告らの破産者に対する貸付額合計11万円が貸付けの時点で不法原因給付となり，破産者が反射的に確定的権利を取得するものであるから，破産者は，被告に支払った108万5000円全額について不当利得返還請求権を有すると認められる。

- 4 以上によると，原告の請求は理由がある。

奈良地方裁判所民事部

裁判官 野 口 卓 志

(引紙)

	年月日	入金額	支払額
1	2002/3/14	65,000	
2	2002/3/22		38,000
3	2002/3/28		38,000
4	2002/4/4		38,000
5	2002/4/11		38,000
6	2002/4/18		38,000
7	2002/4/25		38,000
8	2002/5/2		38,000
9	2002/5/9		38,000
10	2002/5/16		38,000
11	2002/5/17	45,000	
12	2002/5/23		38,000
13	2002/5/24		30,000
14	2002/5/30		38,000
15	2002/5/31		30,000
16	2002/6/6		38,000
17	2002/6/7		30,000
18	2002/6/13		38,000
19	2002/6/14		30,000
20	2002/6/20		38,000
21	2002/6/21		30,000
22	2002/6/27		38,000
23	2002/6/28		30,000
24	2002/7/4		15,000
25	2002/7/5		58,000
26	2002/7/11		38,000
27	2002/7/15		42,000
28	2002/7/18		105,000
29	2002/7/19		77,000
計		110,000円	1,085,000円

これは正本である。

平成15年7月1日

奈良地方裁判所

裁判所書記官 横田直樹

